

木津川市立幼稚園通園バス運行管理業務に係る仕様書

1. 基本的条件

木津川市立幼稚園通園バスを安全かつ適正に運行及び管理するため、「木津川市立幼稚園通園バス運行管理業務委託条件」（別紙1）に掲げる事項を全て満たすこと。

市が指定する条件を満たしていることが確認できる公的証明書等の書類を提出すること。
（「木津川市立幼稚園通園バス運行管理業務に係る提出書類一覧」（別紙2）参照）

2. 運行車両に関すること

末尾に記載の車両4台を使用すること。

車両の保管ができるスペースを確保し、車庫等に適正に保管すること。

3. 運行管理に関すること

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

運行車両に故障等の緊急事態が発生した場合は、受注者が代替車両を確保し、対応すること。

運行にあたっては、各年度の通園バス運行計画を策定し、通園児送迎の安全を確保すること。

4. 整備・管理に関すること

車両は、常に適正に整備すること。

運行車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。

車両の車検等整備点検・修繕は、受注者で対応すること。

5. 運転業務及び添乗に関すること

運転者は、市立幼稚園通園バスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

運行車両1台につき、1名の添乗員を配置すること。

添乗者は、常に園児の行動に注意し、乗降及び運行の安全を確保するとともに、園児の円滑な通園を支援・介助すること。

受注者は、代替の運転者及び添乗者を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。

受注者は、事故発生時には、被害・加害を問わず責任をもって対応し、受注者において全て解決すること。

6. 業務移行準備期間 契約締結日から令和7年8月31日まで

7. 業務実施期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

8. 経費の負担

市が負担する経費は、本業務委託料及び運行車両の大規模修繕に係る修繕料とする。ただし、事故等による修繕は除く。（大規模な修繕とは、1件につき概ね5万円以上の修繕をいう。）本業務委託に含む経費は次のとおりとする。

- ①通園バスの運行及び管理に係る燃料・油脂類・消耗品費その他運行管理に関する経費。
(燃料は、著しい価格変動があった場合は協議のうえ、変更契約の対象とする。)
- ②通園バスの運行及び管理に係る運転者・添乗者及びこれの代替員並びに管理者その他の人件費。
- ③車検・法定点検等整備点検経費・諸税。
- ④日常の維持管理及び軽微な修繕に係る経費。（軽微な修繕とは、1件につき概ね5万円未満の修繕をいう。）
- ⑤車両の使用者名義の変更に係る経費。（変更を必要とする場合。）
- ⑥通園バス運行に関する許認可・届出等公的手続きを経る経費。
- ⑦車両の保管に係る経費。
- ⑧緊急時等の代替車両に係る経費。
- ⑨自賠責保険、任意保険及び事故等が発生した場合の発生から解決までの対応経費及び修繕料。
- ⑩通園バス運行計画の策定及び変更に係る経費。
- ⑪通園バス運行に係る市立幼稚園各園との連絡調整に関する経費。

9. 運行見込み（1年当たり）

号車名	実車走行距離 (回送除く)	停留所数		運行時間		
		登園時	降園時	登園時	降園時1	降園時2
A	7580.0 km	8	8	7:49~8:50	11:38~12:39	14:08~15:09
B	5980.0 km	9	9	7:51~8:59	11:33~12:37	14:03~15:07
C	6660.0 km	9	9	7:37~8:52	11:33~12:37	14:03~15:07
予備	0 km					
合計	20,220.0 km					(令和7年度)

A～C 各車両の運行は、上記の運行時間とするので、受注者は、運行時間どおり運行するため各車両を回送すること。

日常の登降園の送迎は、年間200日を標準とする。

園外保育の送迎は、1台あたり1日4時間以内で、1台年間15日を標準とする。

年間の運行日が、標準から著しく増減する場合は、協議のうえ変更の対象とする。

運動会等の園行事の日は、別途運行時間を園と協議のうえ設定して運行する。園行事日は、標準に含む。

10. その他

運行業務開始に際しては、市立幼稚園2園及び現受注者と綿密な協議・調整・引き継ぎを実施すること。

□ 運行車両

- A号車（奈良200か935）初年度登録：H27年9月、自動車の種別：普通、用途：乗合、自家用・事業用の別：事業用、車体の形状：キャブオーバー、車名：日野、乗車定員：3+49/1.5人、長さ、699cm、幅203cm、高さ258cm、型式：XZB50-0007724、原動機の型式：N04C
走行距離計表示値：95,704km（令和4年4月1日現在）
- B号車（奈良200か936）初年度登録：H27年9月、自動車の種別：普通、用途：乗合、自家用・事業用の別：事業用、車体の形状：キャブオーバー、車名：日野、乗車定員：3+49/1.5人、長さ、699cm、幅203cm、高さ258cm、型式：XZB50-0007730、原動機の型式：N04C
走行距離計表示値：108,531km（令和4年4月1日現在）
- C号車（奈良200か1204）初年度登録：R元年12月、自動車の種別：普通、用途：乗合、自家用・事業用の別：事業用、車体の形状：キャブオーバー、車名：三菱、乗車定員：3+51/1.5人、長さ、699cm、幅210cm、高さ263cm、型式：2PG-XZB70M、原動機の型式：N04C
走行距離計表示値：22,077km（令和4年4月1日現在）
- 予備車（奈良200あ287）初年度登録：R元年12月、自動車の種別：普通、用途：乗合、自家用・事業用の別：事業用、車体の形状：キャブオーバー、車名：日野、乗車定員：3+49/1.5人、長さ、625cm、幅208cm、高さ263cm、型式：2PG-XZB60M、原動機の型式：N04C
走行距離計表示値：33,923km（令和4年4月1日現在）

木津川市立幼稚園通園バス運行管理業務委託条件

条件	内容
運転者資格について	大型2種免許取得者で、過去3年間道路交通法上違反のない者であること
	上記運転者を6人以上確保していること
運行管理について	道路運送法上必要な運行管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること
	対面点呼を実施していること
	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること
運行に付随する施設について	当該運行車両に対応可能な施設を確保すること（整備点検場・車庫等）
車両整備について	当該運行車両の整備に対応できる自社施設又は整備会社を確保していること
	道路運送法上必要な整備管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること
社員教育管理について	運転技能向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること
	指導員による現地巡回指導を実施していること
	接客サービス向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること
	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること
事故対応について	事故解決等の対応能力があること（加害・被害を問わず）
	事故防止の為の教育制度や運動等を実施していること
	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること
資格について	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること
実績について	過去5年間の保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学、各種学校の送迎に係るバス運行業務委託実績があること（1契約の委託期間が半年以上の実績）
保険について	自賠責保険、任意保険に加入していること（加入する任意保険の補償は限度額を設けないこと）
検査・点検について	車検及び法定点検を実施していること

木津川市立幼稚園通園バス運行管理業務に係る提出書類一覧

項目	条件	理由	添付書類
運転者資格	大型2種免許取得者で、過去3年間道路交通法上違反のない者	旅客運送は安全第一であり、良質な運転者を選任する必要がある	公的証明書等書類添付(運転免許証及び運転記録証明書の写し)
	上記運転者及び添乗者をそれぞれ6人以上確保していること	予備人員を勘案すると、当該運行には、それぞれ6人は必要	
運行管理	道路運送法上必要な運行管理者を当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること	運行時間中、常時、道路状況の把握、気象や事故発生時色々な情報を運転者に指示し伝えるため	公的証明書等書類添付(運行管理者選任届出書、運行管理者資格者証の写し)
	対面点呼の実施	酒気帯び防止、健康管理等のチェックに必要	始業・終業点呼時、アルコール検知器を用いて対面による点検の実施がわかる写真等
	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること	乗務員の勤務状況チェック及び運行状況を把握し安全運行指導等に対応するため	各種書類の写し
運行に付随する施設	当該運行車両に対応可能な施設を確保すること	整備点検に、迅速に対応できるため	施設の状況を概観できる写真
	整備点検場 車庫等		
車両整備	当該運行車両の整備に対応できる自社施設又は整備会社を確保していること	運行車両の整備点検、修理等に素早く対応できることが必要なため	公的証明書・写真等書類添付(整備会社の認証書、指定書等の写し)
	道路運送法上必要な整備管理者を当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること		公的証明書等書類添付(整備管理者選任届、自動車整備技能検定合格証書等の写し、整備点検表の写し)

項目	条件	理由	添付書類
社員教育管理に関する事項	運転技能向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること	旅客輸送には、高度な運転技能が必要であり、そのための教育・指導体制を確保する必要があり、指導員などスタッフの常駐も必要	運転技術向上に関するマニュアル等の写し
	指導員による現地巡回指導を実施していること	安全運行及び接遇向上のために必要なため	巡回指導実施要領、結果表等の写し
	接客サービス向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること		接客サービス向上に関するマニュアル等の写し
事故対応	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること	健康管理室等を設置し、健康状態等に問題がある人は常務させない等個別指導するために必要	定期健康診断結果報告書等の写し
	事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず)	所有者責任にも配慮し、責任のある解決をする必要がある為(初期から解決まで)	事故防止マニュアル等
	事故防止の為の教育制度や運動等を実施していること	安全運行の為	事故防止に関する社員研修実施計画等
資格	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること	安全運行の為	有責事故車に対する研修計画、処分基準等
	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていることによる信頼性を重視し、安全な運行を確保するため	公的証明書等書類添付(道路運送法上の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の免許状の写し)
実績	過去5年間の保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学、各種学校の送迎に係るバス運行業務委託状況(1契約の委託期間が半年以上の実績)	一定期間以上の委託業務の実績による信頼性	契約書等の写し
保険	自賠責保険、任意保険に加入していること(加入する任意保険の補償は限度額を設けないこと)	法定及び必要な保険に加入し、事故対応に備える必要がある	保険料の支払い及び加入内容が確認できる書面の写し
検査・点検	車検及び法定点検を実施していること	車検及び法定点検を実施し、運行車両を良好な状態に維持する必要がある	車検証及び法定点検の実施が確認できる書面の写し